

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人 杜の舎

目 次

社会福祉法人 杜の舎	・・・・・・・・・・	1
ワークショップありす	・・・・・・・・・・	3
ユニットもりのいえ	・・・・・・・・・・	5
エコネット・おおた	・・・・・・・・・・	7
アクトつるやま	・・・・・・・・・・	9
わーくさぼーと	・・・・・・・・・・	10
ありす相談支援事業所	・・・・・・・・・・	11
共生ホームあかり	・・・・・・・・・・	12
グループホーム (にらがわ・ひびき・くまの) (とも)	・・・・・・・・・・	13

令和7年度 社会福祉法人杜の舎 事業計画

【方針】

- I 基本的人権を尊重し、利用者の権利擁護の推進を図る。
- II 専門家であることを自覚し、利用者の視点に立ち、より専門的な支援を目指す。
- III 法人内の各事業が連携し、利用者が必要なときに必要なサービスが利用できるよう取り組んでいく。
- IV 障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の構築を目指し、地域のニーズにあったサービスを展開していく。

【事業内容】

I 第一種社会福祉事業

障害者支援施設 ユニッツもりのいえ(施設入所支援・生活介護事業・短期入所)

II 第二種社会福祉事業

(1) 障害福祉サービス事業所

- ①ワークショップありす(生活介護事業)
- ②エコネット・おおた(就労継続支援A型事業・就労移行支援事業)
- ③にらがわホーム(共同生活援助事業)
- ④共生ホームあかり障害部門(共同生活援助事業・短期入所)
- ⑤ひびきホーム・くまのホーム(共同生活援助事業・短期入所)
- ⑥アクトつるやま(生活介護事業)
- ⑦グループホームとも(共同生活援助事業・短期入所)

(2) 相談支援事業等

- ①ありす相談支援事業(一般相談支援事業・特定相談支援事業)
- ②わーくさぽーと生活部門(障害者就業・生活支援センター)

(3) 認知症対応型共同生活介護事業

共生ホームあかり高齢部門(認知症対応型共同生活介護)
(認知症対応型通所介護(共用型))

III 公益事業

(1) わーくさぽーと就業部門(障害者就業・生活支援センター)

(2) 市町村地域生活支援事業(日中一時支援事業)

- ①ユニッツもりのいえ(太田市・大泉町・邑楽町日中一時支援事業)
- ②アクトつるやま(太田市日中一時支援事業)

(3) 大泉町障害者相談支援センター(障害者相談支援事業)

(4) 太田市障がい者相談支援センター(障害者相談支援事業)

(5) わーくさぽーと太田市就労相談(障害者相談支援事業)

(6) わーくさぽーと週末活動支援(群馬県障害者週末活動支援事業)

【重点目標】

- I 人材確保の厳しさに対応するべく、より多くの手段を用いた求人活動や他施設・他事業との兼務も含めた多様かつ柔軟な働き方の導入を図る。（新規）
- II 人員体制の強化に資するよう、俸給表改定を行い職員の給与引上げ等の本質的な処遇改善を行う。併せて、取り組みが優れた職員をより手厚く処遇できるよう、成果に見合った手当加算等を行い、職員の意識や意欲を高め活性化を図る。
（継続）（新規）
- III 法人の更なる体制強化、機能充実を図る。太田市鳥山上町の高齢者総合福祉センターの一部で事業運営しているアクトつるやまの移転整備に向けた準備や、エコネット・おおたの事業再編に関する検討協議等を行う。（継続）
- IV 5つのグループホームがより一層連携し、支援体制の強化に努める。特に3月に移転新築したにらかわホームの安定した運営を図る。（継続）

【その他】

1. 借入金の返済	共生ホームあかり	3,024 千円	（残高 2,016 千円）
	グループホームとも	1,836 千円	（残高 22,032 千円）
	借入金年度末残高		24,048 千円

令和7年度事業計画		事業所名：ワークショップありす	
事業所の概要	【住所】	太田市安良岡町 298-1	
	【サービスの種類とその定員】	生活介護事業 40名（現員44名）	
事業所の概要	【職員体制】	管理者	1名 サービス管理責任者 1名
		生活支援員	10名 看護師 1名
		事務員	2名 栄養士 1名
		調理員	1名
		【年間開所日数】	248日
目的	<p><生活介護事業> 利用者が自立した日常生活や社会生活が営むことができるよう、活動の提供の他、生活能力の向上のために必要な支援を行う。</p>		
方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者総合支援法の理念と法人の理念に基づき、個々に合った自立を目指して行けるようにするため、保護者との協力体制のもと次の3つの視点に沿った支援を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 自分で選び、自分で決めること（自己選択・自己決定） ② 将来に向け社会の中で生きていく力を育むこと（適応力） ③ 利用者同士のつながりを大切にする（集団） 2 緊急時には保護者、法人内事業所並びに関係機関と連携をはかりながら迅速な対応を行う。 		
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主製品中心の生産活動を行い、集団内での適応力を身につけていけるような支援を提供する。 2 ライフステージで生じる課題に向き合い、将来を見据えたうえで、利用者それぞれのニーズに沿った活動を提供する。 3 利用者、保護者との信頼関係を築く。 4 定期的なグループ活動内において、専門的知識を生かした活動を提供する。 5 感染症等の予防、蔓延防止に努める。 		
計画内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主製品中心の生産活動を行い、集団内での適応力を身につけていけるような支援を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・木工：安全に配慮して絵馬、カレンダーの製作を行う。納期を意識して作業を行い、責任感の向上を図る。納品を通して、外部との接点を持ち社会性を養う。 ・農耕：職員の農耕スキルの向上を目指し、利用者の作業内容の充実を図る。作業の細分化と利用者の適性を考慮して作業機会の増加を図る。 ・EM：障害の重い方でもEM製品の生産活動に参加し、納品を通して地域の方との関わりを大切にしていく。 ・藍染、織物：より多くの工程に利用者が主体的に参加し、もの作りや売れる喜びを得る機会を提供していく。 ・請負：枕カバーの伸ばし作業を通して、個人の能力の発見と向上を図る。利用者同士が関わりを持ち、集団意識の向上と社会的スキルの習得を目指す。 ・清掃：受楽寺の清掃作業を行う。施設外での作業活動を通して、責任感や社会性の向上を目指す。 2 ライフステージで生じる課題に向き合い、将来を見据えたうえで、利用者それぞれのニーズに沿った活動を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・将来を見据えた居住先の見学を行い、段階的に短期入所の体験を行っていく。 ・ウォーキングや体操を通して、それぞれに見合った筋力や体力の維持を目指す。 ・音楽活動や余暇活動の充実を図る。 		

計画内容	<p>3 利用者、保護者との信頼関係を築く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分のことは自分で決める」という意思決定の原則のもと、利用者の気持ちに寄り添い、言葉にできない意思に関しても汲み取っていく。 ・職員同士が意見を出し合い、同じ方向を目指して、利用者に混乱のないように支援を提供していく。 ・日々の連絡調整、家庭訪問などで保護者との信頼関係をつくり、何でも相談できる関係の構築を目指す。 ・抱えている課題に対して、必要な情報提供を行う。関係機関との連絡調整を必要に応じて積極的に行う。 <p>4 定期的なグループ活動内において、専門的知識を生かした活動を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ①健康促進を必要とする方を対象 適度な運動を取り入れ、病気の予防や進行の遅延、健康な体調の維持や向上を目指す。 ・グループ②高齢者等の機能訓練、維持等が必要と考えられる方を対象 健康かつ意欲的に日々を過ごすために創作活動や適度な運動を行う。仲間を意識した集団での活動を提供する。 ・グループ③社会生活能力の向上を目指す方を対象 入所施設やグループホームでの生活を見据えて、必要な ADL、社会生活能力の獲得を目指す。 ・グループ④行動障害の強い方を対象 体を動かすことで良質な睡眠がとれるように配慮し、様々な体験を通して生き抜く力を培っていく。 <p>～専門的知識を高めていくために～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は利用者一人一人の違いを理解して、その人に合った支援や、必要な専門的支援が提供できるように、積極的な研修参加や他事業所の見学を行っていく。研修を受講した際は施設内研修でフィードバックをし、知識の共有を行う。 ・利用者の権利擁護のもと、虐待防止や身体拘束の防止の周知徹底を行い、適切な支援を行う。 <p>5 感染症等の予防、蔓延防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内の感染拡大防止の観点から、検温や消毒、換気等の対策を行う。 ・感染発生時の対応を迅速に行えるように、平時からの備えと定期的な委員会を開くことで職員全体での周知を行う。 ・感染対応の振り返りを全体で行い、記録に残すことで対応の強化を行う。 ・感染対策においては柔軟な対応を行い、継続して支援をしていけるようにする。
------	---

令和7年度事業計画	事業所名：ユニットもりのいえ
事業所の概要	<p style="text-align: center;">【住所】 太田市東金井町 2311-7</p> <p>【サービスの種類とその定員】 生活介護 40名（現員48名） 施設入所 40名（現員40名） 短期入所 日中一時支援合わせて5名</p> <p style="text-align: center;">【職員体制】 管理者1名 サービス管理責任者1名 支援員23名 看護師2名 栄養士1名 調理員6名 事務員1名 運転手1名 清掃員1名 協力・嘱託医3名</p>
目的	<p>【生活介護・施設入所・短期入所】 利用者一人ひとりが自立した生活を営めるよう、日々の暮らしの中で必要な支援、サポートを行う。</p>
方針	<p>【生活介護・施設入所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自己決定の尊重及び意思決定支援を行う。 2 地域移行に向け、外部での活動を増やす。 3 虐待防止の取り組みを強化し、身体拘束ゼロを目指す。 4 身体機能の維持、向上を目指す。 <p>【短期入所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規も含めた利用のニーズに対して出来る限り対応していく。
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 ①利用者一人ひとりの思いを汲み取る。 ②人材力を強化する。 2 ①一泊旅行や日帰り外出等社会参加の機会を増やす。 ②地域活動に参加する。 3 ①研修を実施する。 ②会議等で情報を共有する。 4 ①運動量を増やす。 ②運動の質を上げる。 <p>【短期入所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規、特に緊急性の高いケースに対しては最大限配慮する。 2 入所待機者の利用を進めていく。
計画内容	<p>【生活介護・施設入所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ①利用者一人ひとりの思いを汲み取る。 <ul style="list-style-type: none"> ・自己決定を引き出すため、また、意思決定が難しい利用者の嗜好その他を把握するために、コミュニケーションを取る時間を意図的に増やしていく。 ・情報収集や観察、ケーススタディー等を行う事で一人ひとりの「日常」を理解し「異常」に気付く目を養う。 ②人材力を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・会議やOJTを通して意思決定支援について議論する時間を設け、全員が共通認識を持って支援出来るようにする。 ・適宜研修に参加し、研修後にはフィードバックを行い、振り返りの機会を設けると共に情報共有を図る。

<p>計画内容</p>	<p>2 ①一泊旅行や日帰り外出等社会参加の機会を増やす。 ・日帰り外出は全員が3回行けるように組み立てる。計画は利用者と共に行う。</p> <p>②地域活動に参加する。 ・クリーン作戦や地域の行事を通して社会参加する機会を設け、地域生活への意識を高めていく。</p> <p>3 ①研修を実施する。 ・虐待防止、身体拘束適正化の施設内研修を新人職員含め全員に実施し、虐待防止、身体拘束ゼロへの意識を高める。</p> <p>②会議等で情報を共有する。 ・会議やケーススタディーを通して不適切な支援（グレーゾーン）について情報共有し、自身の支援を確認する。 ・身体拘束適正化委員会を毎月開催し、振り返りを行い様子を細かく確認する。</p> <p>4 ①運動量を増やす。 ・日中活動の見直しを行い運動中心のプログラムに切り替えていく。</p> <p>②運動の質を上げる。 ・歩くスピードを上げる、山道を歩く等少しずつ強度を上げていく。</p> <p>【短期入所】</p> <p>1 新規、特に緊急性の高いケースに対しては最大限配慮する。 ・緊急性が高いケースに関しては出来る限り受け入れていく事で地域に貢献する。</p> <p>2 入所待機者の利用を進めていく。 ・待機者がスムーズに入所できるよう、各事業所と連携を取りながら定期的な利用を進めていく。</p>
-------------	---

令和7年度事業計画	事業所名：エコネット・おおた
事業所の概要	<p>【住所】・・・・・・・・・・ 太田市細谷町 1714-2</p> <p>【サービスの種類と定員】・・ 就労継続支援A型事業 50名（現員 49名） 就労移行支援事業 6名（現員 5名）</p> <p>【職員体制】・・・・・・・・ 管理者 1名 サービス管理責任者（兼主任生活支援員） 1名 職業指導員 10名 賃金向上達成指導員 1名 就労支援員（兼職業指導員） 1名 生活支援員 4名 栄養士（兼職業指導員）1名 事務員 2名 調理補助員 1名</p> <p>【年間開所日数】・・・・・・・・ 247日</p>
目的	<p>【就労継続支援A型事業】 企業等に雇用されることが困難であり、雇用契約等に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労の機会及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>【就労移行支援事業】 就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に行われる、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就労後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p>
方針	<p>1 自己決定の尊重及び意思決定支援を反映した個別支援計画により適切な支援に努める。</p> <p>2 生活環境や障害特性の把握に努め、利用者本位の支援を行う。</p> <p>3 職業指導を通じ、仕事に責任や自覚を持ち、自立した意識を醸成する。</p>
重点目標	<p>【共通事項】</p> <p>1 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、「安全・健康第一・技能の向上」を目指した利用者・職員研修を行い、就労に必要な知識及び能力の向上を目指す。</p> <p>2 自己決定の尊重及び意思決定支援を反映した個別支援計画書の支援内容を検討する。</p> <p>3 委託業務先とは、長期的な視野を持ち、作業を含め各事業について連絡調整を行う。</p> <p>4 グループホームの運営について、ホームと連携、協力し、安定した運営ができるように支援する。</p> <p>【就労継続支援A型】</p> <p>1 加齢、身体機能、意欲の低下により、就労の継続が難しい利用者については、障害特性等の状況に適した部署移動や事業所を検討する。また、一般就労希望者の職場見学、実習を行う。</p> <p>2 花卉栽培、レストラン業務、清掃業務の営業活動を行い、売り上げの向上を目指す。</p> <p>【就労移行支援】</p> <p>1 一般就労に向け、関係機関と連携すると共に、職場見学や実践的な訓練を行い、就職に結び付ける。また、一般就労が難しい利用者は、適した事業所を検討する。</p> <p>2 就労移行支援のあり方について検討する。</p>

計画内容

【共通事項】

- 1 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、「安全・健康第一・技能の向上」を目指した利用者・職員研修を行い、就労に必要な知識及び能力の向上を目指す。
 - ・年間開所日を247日、作業日を241日と設定する。
 - ・心身ともにリフレッシュできるような行事を企画し、より多くの参加を促す。
 - ・一般就労に向けた知識・能力向上に向けた支援のため、研修の参加を推進する。
- 2 自己決定の尊重及び意思決定支援を反映した個別支援計画書の支援内容を検討する。
 - ・自立した日常生活及び社会生活が営めるように意思決定の場面には配慮した支援を行う。
- 3 委託業務先とは、長期的な視野を持ち作業を含め各事業について調整を行う。
 - ・繁忙期などには、利用者、職員共に各作業部署間の垣根を超えた協力体制を整える。
- 4 グループホームの運営について、ホームと連携、協力し安定した運営ができるように支援する。
 - ・職員間の協力体制を強化し、円滑かつ安定した運営が行なえるように努める。

【就労継続支援A型】

- 1 加齢や身体機能の低下により、就労継続が難しい利用者には、個々の障害特性等の状況に適した部署移動や事業所を検討する。作業内容の固定化により自信を持ち効率的に作業ができるように配慮する。一般就労希望者の職場見学、実習を行う。
 - ・定期的に面談の時間を設け、就労への意思確認や作業に対する負担感を聞き取り、利用者視点に立った支援を行う。
- 2 花卉栽培、レストラン、清掃業務の営業活動を行い、売上げの向上を目指す。
 - ・花卉栽培では、生産計画、作業計画に基づき、取引先との緊密な連絡調整を行い、要望などにも対応する。
 - ・レストラン業務では、お弁当の販売先に継続していただけるように工夫をする。
 - ・清掃業務では、技術及び作業能力の向上のための実践的な指導及び研修参加を実施。将来を見据えた営業活動を行い、新しい委託作業は、全体で取り組み継続できるようにする。

【就労移行支援】

- 1 一般就労に向け、職場見学や実践的な訓練を行い、一般就労に結び付ける。一般就労が難しい利用者は、適した事業所を検討する。
 - ・一般就労に繋がれるよう各部署と連携し、施設内訓練を実施する。一般就労をした利用者の就労定着が図れるよう関係機関、家庭、ホーム等と連絡調整を密に行う。
 - ・一般就労が難しい利用者には、意思決定の場面に応じた支援及び日常生活の状況にも配慮し、適した事業所の検討をする。その上で、関係機関と連携すると共に、見学、実習を行う。
- 2 就労移行支援のあり方について検討する。
 - ・既存利用者の不利益にならないよう支援を継続し、一般就労や他事業所への移行に繋げていくと共に、運営方法についても検討する。

令和7年度事業計画		事業所名：アクトつるやま
事業所の概要	<p>【住所】 太田市鳥山上町 2313 番地</p> <p>【サービスの種類とその定員】 生活介護事業 20 名（現員 20 名）</p> <p>【職員体制】 管理者 1 名（サービス管理責任者と兼務） サービス管理責任者 1 名 看護師 1 名（支援員と兼務） 支援員 8 名 事務員 1 名 調理員 1 名 嘱託医 1 名</p> <p>【年間開所日数】 248 日</p>	
目的	<p>【生活介護事業】</p> <p>利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、日中活動を提供する他、生活能力の向上のために必要な支援を行う。</p>	
方針	<p>1 人権の尊重 より適切な支援方法を模索し、個人の尊厳を大切にされた支援内容を心がけます。虐待防止や行動制限等に留意し、チームで支援にあたります。</p> <p>2 自己選択・自己決定・意思形成支援 意思疎通の難しい利用者とのコミュニケーションや働きかけを工夫し、利用者の感性や選好を育てていく支援方法と活動内容をこころがけます。</p> <p>3 アクト（活動の充実） 療育の専門性について学び、活動への参加を支援し、利用者同士の関わりを見据え、楽しいグループ活動と日課を組み立てます。</p>	
重点目標	<p>1 基本的な生活情報は優先的に確認し、ご家庭や医療機関と調整する。</p> <p>2 行動特性を記録・集約・評価し、根拠ある支援を確立する。</p> <p>3 利用者の主体性と互いの関係づくりを重点にした活動内容を組み立てる。</p> <p>4 利用者やご家族への緊急時対応、また延長利用を実施する。</p> <p>5 全職員で協力して事業所移転計画を立案し、その方向性をまとめていく。</p>	
計画内容	<p>【基本的な生活状況】</p> <p>○生理的な快適さ（食事・排便・服薬・睡眠等）の状況について丁寧に確認し、情報を集約する。利用者の生活リズムを把握し、家庭での生活と日中の活動に調和をはかる。季節性の好/不調や、自分からうまく表現できない個々人の身体状況について、保護者との面談や通院同行等を随時行い、助言を得ながら支援内容に反映させていく。</p> <p>【行動障害の強い方への支援方法の構築】</p> <p>○標準的な支援方法「6つの情報5つの工夫」を軸に、支援技法を皆で深めていく。</p> <p>○記録に基づく支援の評価を行い、利用者の不安や混乱の軽減・行動修正につなげる。</p> <p>【活動（療育）】</p> <p>○療育活動について継続して学び、気持ちのコントロールや情緒の安定を促進する。</p> <p>○研修内容を事業所内で共有し、可能な道具立てや環境づくりにつなげていく。</p> <p>【緊急時の対応・延長利用など】</p> <p>○個別支援計画時などの面談を通じて、将来の方向性やご本人への支援を組み立てる。</p> <p>○延長利用の調整（緊急時含）や、将来へ向けた他事業所の利用を支援し、連携する。</p> <p>【事業所の移転計画】</p> <p>○活動（療育）と自分の居場所（安心）をテーマに、事業所の移転を計画していく。</p>	

令和7年度事業計画	事業所名：障害者就業・生活支援センター わーくさぽーと
事業所の概要	<p>【住所】 太田市東本町 53-20 太田公民館東別館内</p> <p>【サービスの種類】 障害者就業・生活支援センター事業 (雇用安定等事業および生活支援等事業) ※参考：登録者数：1,105名(令和6年12月31日時点) 群馬県障害者週末活動支援事業 太田市相談支援事業(障がい者就労相談支援)</p> <p>【職員体制】 センター長兼就業支援ワーカー1名、主任就業支援ワーカー1名、 就業支援ワーカー4名、生活支援ワーカー2名(うち1名週末活動支援担当者兼務)</p>
目的	<p>障害者の生活する身近な地域で、雇用、保健、福祉及び教育等の関係機関との連携の下、就業面及び生活面の相談支援を一体的に行うことで障害者の自立・安定した職業生活の実現を図る。</p>
方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活全体への視点に重きを置き、登録者やご家族等のニーズ・特性に合わせた個別支援を行う。 2 障害者雇用に取り組む民間企業等のニーズ・特徴等に合わせた事業主支援を行う。 3 雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携・協力しながら支援を行う。 4 法人本部や法人内事業所との情報共有・連携を密に行う。
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 中長期的視点で生活全体を見据えた支援を行う。 2 担当圏域の行政及び基幹相談支援センター等との協働体制強化を図る。 3 本人活動やピアグループ(ともの会等)の活性化を図る。
計画内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活全体を捉え、就業支援を行う。そのためには関係機関との連携が不可欠であり、他機関との細やかな情報共有、支援方針の統一、相互の役割分担・連携のあり方の具体化に努める。 2 太田市においては、引き続き太田市障がい者相談支援センターに就労相談の担当者として職員を週1日派遣し、月1回の関係者会議も継続する。 また、館林・邑楽地域についても、障害者の就労促進や各地域の相談支援体制強化などを図るべく、より身近な場所に就労相談の担当者を定期的に配置できるよう、市町村等と相談・協議をしていく。 3 登録者の障害や特性、ニーズ等に応じて、本人活動やピアグループへの参加を積極的に呼びかける。知的障害がある新規登録者については、ともの会のパンフレット等で紹介し、入会を呼びかける。

令和7年度事業計画	事業所名：ありす相談支援事業所
事業所の概要	<p>1 ありす相談支援事業所</p> <p>【住所】 太田市東金井町 734-1</p> <p>【サービスの種類】 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援） 指定特定相談支援事業</p> <p>【活動圏域】 太田市・大泉町</p> <p>【職員体制】 管理者（主任相談支援専門員兼務）1名 相談支援専門員3名（兼務）</p> <p>2 ありす相談支援事業所（大泉町障害者相談センター）＜大泉町より受託＞</p> <p>【住所】 大泉町大字吉田 2465 保健福祉総合センター内</p> <p>【サービスの種類】 指定一般相談支援事業（地域移行支援） 月・水・金 13:00～16:00</p> <p>【活動圏域】 大泉町</p> <p>【職員体制】 相談支援専門員 2名（兼務）</p> <p>3 太田市障がい者相談支援センター＜太田市より受託＞</p> <p>【住所】 太田市浜町 2-35 太田市役所内</p> <p>【サービスの種類】 一般相談支援事業（基幹相談支援センター）</p> <p>【活動圏域】 太田市</p> <p>【職員体制】 相談員 1名（専従）</p>
目的	<p>障害者等からの各種相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行い、関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な支援を行う。</p>
方針	<p>1 利用者の意向を尊重し、持っている力や価値観を大切にしながら、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。</p> <p>2 利用者がさまざまな社会資源を活用することで適切なサービスを受けることができるよう、総合的かつ効果的に提供されるよう幅広い視野をもって支援に当たる。</p>
重点目標	<p>1 利用者主体を前提とし、ニーズに即して適切なサービス利用に結び付いて継続されるよう、相談員の資質強化を図る。</p> <p>2 利用者、家族、サービス提供事業所、関係機関等との連携強化し信頼関係を築く。</p>
計画内容	<p>1 利用者主体を前提とし、ニーズに即して適切なサービス利用に結び付いて継続されるよう、相談員の資質強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画の作成やモニタリングの実施等を行う。 ・可能な限り本人が自ら意思決定できるような対応をとりながら、本人が希望する生活を実現できるよう支援する。 ・積極的に研修等に参加し自己研鑽を図る。また、地域の協議会等に参加して連携の強化を図り、支援力を高める。 ・定期的に事業所内の会議を開催して情報や支援力強化のための知識を共有する。 <p>2 利用者、家族、サービス提供事業所、関係機関等との連携を強化し信頼関係を築く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう関係者からの情報を共有したうえで意思決定支援を行っていく。 ・関係機関と情報を共有出来るよう連絡を密にする。また緊急時には行政や基幹相談支援センター等と連絡を取り、協力体制を築いていく。

令和7年度事業計画	事業所名：共生ホームあかり
事業所の概要	<p>【住所】 太田市東長岡町 1829-1</p> <p>【サービスの種類】 障がい者共同生活援助・短期入所 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (共用型)</p> <p>【定員】 障がい棟：共同生活援助 5名、短期入所 2名 高齢棟：入居 9名、共用デイ 1日定員3名</p> <p>【職員体制】 施設長 (サービス管理責任者を兼務) 1名 管理者 (介護支援専門員、介護業務、世話人を兼務) 1名 介護従事者、世話人兼務 17名 生活支援員、夜間支援員 各4名 (兼務)</p>
目的	<p>共生型としてグループホームを一体的に運営し、経営の安定を図る。小人数ならではの「個人と個性」を尊重し、必要な支援や要介護状態等の悪化を防げるようなサービス提供を行う。また、地域に住む障がい者の短期入所と高齢者の通所介護を受け入れ、入居者と利用者が相互に刺激しあい、協力した暮らしをしていく。</p>
方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の人権を守り、自己選択、自己決定を尊重し、自分で選び行動していくことを積み重ねていく姿勢を確立するよう努めていく。 2 利用者個々の生活リズムが守られ、自分の生き方を主体的に創造できるように、利用者中心の介護や支援の提供を行う。 3 あかりは地域の中の暮らしの場所であり、利用者が地域の一員として生活ができるように関わる。地域との良好な関係を築き、地域福祉へ貢献できるように努める。
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 2 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取り組みの強化 3 虐待防止、身体拘束等の適正化の取り組みの徹底 4 行動問題を有する利用者への支援体制の充実 5 デイサービスの利用促進 6 医療機関との効率的な対応や効果的な契約関係を整理し必要な対応の実施
計画内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 日々変化していく利用者の心身の状態にきめ細やかに対応し、その人らしい生活を維持できるよう支援する。利用者の思いや意志を尊重し個々に役割を担い、利用者自身で生活を作っていけるような支援を心がける。個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。(障害) 2 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、BCP研修、訓練を法律に則り行う。利用者の体調管理をおこない、医療機関と連携して健康で安心できる生活を維持していく。感染症対策と自然災害対策を十分におこない、緊急時もしっかり対応できるよう準備する。 3 虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。職員に対し虐待の防止、身体拘束適正化のための研修を法律に則り定期的実施する。 4 専門性に基づいた利用者支援体制を充実させるため、研修に参加し、知識、技能の習得を図る。サービスの質、スキル向上を行い、現場では統一したチーム支援を目指す。 5 通所サービスの利用者を増やし地域での生活が持続できるよう支援する。 6 定期診察時や体調不良、急変時等に速やかに医療へ繋げるために医療機関関係者と常に情報共有し効果的な対応方法を行っていく。

令和7年度事業計画		事業所名：グループホーム
事業所の概要	1 にらがわホーム	<p>【住所】 太田市東長岡町 1825-3</p> <p>【サービスの種類とその定員】 共同生活援助 入居者定員 5名</p> <p>【職員体制】 管理者 1名 サービス管理責任者 1名 世話人 3名（うち 2名兼務）生活支援員 2名（兼務）</p>
	2 ひびきホーム	<p>【住所】 太田市東金井町 734-1</p> <p>【サービスの種類とその定員】 共同生活援助 入居者定員 7名</p> <p>【職員体制】 管理者 1名 サービス管理責任者 1名 世話人 4名 生活支援員・世話人兼務 3名 夜間支援員 3名</p>
	3 くまのホーム	<p>【住所】 太田市東金井町 735</p> <p>【サービスの種類とその定員】 共同生活援助 入居者定員 7名、空床型短期入所</p> <p>【職員体制】 管理者 1名 サービス管理責任者 1名 生活支援員・世話人兼務 4名 夜間支援員 4名</p>
目的	<p>入居者が主体的に地域生活を営むことができるように、必要なサービスを適切かつ効果的に提供していくとともに、一人ひとりのライフプランに配慮し、一市民としてより豊かな暮らしを築いていく。また、地域に住む障害者が緊急時に利用できるよう市町村と連携し、地域のセーフティネットの役割を担っていく。</p>	
方針	<p>【共同生活援助】</p> <ol style="list-style-type: none"> 入居者の人権を守り、自己選択、自己決定を尊重し、主体的に暮らすための生活力や意欲の向上に努めていく。 健康に暮らしていけるように、それぞれの入居者に合わせた食事の提供や、通院、服薬等の健康管理を行う。 地域住民として、近隣住民との交流を大切にし、地域行事への参加や役割を担っていく。 <p>【短期入所】</p> <ol style="list-style-type: none"> グループホームの生活を知っていただく機会の提供や、緊急時のニーズに可能な限り対応していく。 	
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 虐待防止、権利擁護に努め、自己決定を尊重し入居者に寄り添った支援を行う。 入居者が自分らしく居心地良く穏やかな生活が送れるよう支援を行う。 感染症対策を継続し入居者の健康管理に努める。 障害への理解を深め統一した支援を行う。 地域連携推進会議を開催する。 	
計画内容	<ol style="list-style-type: none"> 虐待防止、権利擁護に努め、自己決定を尊重し入居者に寄り添った支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 虐待防止委員会での検討結果を職員に周知徹底し、従業者に対しての虐待防止研修を定期的実施する。 入居者一人ひとりのニーズを把握し、入居者自ら意思決定できるように適切な支援を行う。 	

<p>計画内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成において入居者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し、入居者が自立した日常生活を営む上での適切な支援内容を本人と一緒に考え作成する。 <p>2 入居者が自分らしく居心地良く穏やかな生活が送れるよう支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者同士が「認め合う」「助け合う」機会を大切にし、その場面や役割から喜びや自信へと繋げていけるよう支援を行う。 ・グループホームは生活の場であり、制約的・管理的支援に陥らないように努め自己決定を尊重し支援を行う。 ・感染症対策を継続しつつ、入居者の要望に即した余暇支援を企画実施する。 ・入居者の心の支えとしての家族・親族との絆を大切にした支援を心掛ける。 <p>3 感染症対策を継続し入居者の健康管理に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問歯科診療の利用を検討する。 ・日々の様子を観察し、体重・血圧測定、検温、食事・水分摂取状況、睡眠状況等の健康管理を行い、異変を感じた場合は速やかに通院等の対応をしていく。 ・栄養のバランスと個々の嗜好を考慮し季節感のある食事を提供する。 ・施設内の換気・消毒、外出時の消毒、帰所時の手洗い・消毒・うがい等の感染症対策を継続する。 <p>4 障害への理解を深め統一した支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の限られた経験や思い込みに片寄らない支援を行うため研修に積極的に参加する。 ・日々の支援の中でホーム職員間で課題、問題、情報を共有し障害に対する理解を深め、統一した方向で一人ひとりの生活を支援する。 ・行動障害を有している入居者の支援方法に課題があれば検討し改善していく。 <p>5 地域連携推進会議を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度から義務化された地域連携推進会議について関係者等で協議し運営方法等を取り決め開催する。
-------------	--

令和7年度事業計画	事業所名：グループホームとも
事業所の概要	<p>【住所】 太田市細谷町 1731-1</p> <p>【サービスの種類】 障がい者共同生活援助・短期入所</p> <p>【定員】 共同生活援助 7名・併設型短期入所 2名</p> <p>【職員体制】 管理者（兼務）1名 サービス管理責任者（兼務）1名 生活支援員3名（兼務）世話人4名 事務員1名（兼務）</p>
目的	<p>利用者一人ひとりの生活に必要な相談・支援を行う。また、他の利用者と生活を共にすることで、お互いに協力しながら、できることを増やしていく。</p> <p>グループホームともでの生活を通して、それぞれが望む暮らしを実現する。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> 施設の健全な運営と、利用者一人ひとりが望む暮らしの実現に近づけていく。 利用者及び家族と連携し、健康で安心した生活を提供する。 エコネット・おおた及び関係機関との密接な関係を維持していく。 短期入所について、利用者等と連絡・調整を行い、円滑な利用に繋げる。
重点目標	<p>【共同生活援助・短期入所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の自己決定の尊重及び意思決定における場面に配慮した適切な支援を行う。 地域連携推進会議を開催し、地域との関係づくり、グループホームともへの理解促進及びサービスの透明性・質の確保並びに利用者の権利擁護に繋げる。 生活の楽しさを実感できるように、利用者同士で協力し合い、主体的な生活ができるように支援する。 エコネット・おおた及び関係機関等と、連携した一体的な支援を行う。 短期入所の利用者と将来の生活設計や意向について共に考えていく。
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> 利用者・家族と風通しの良い信頼関係を築く。利用者の望む暮らしを本人・家族・職員とのコミュニケーションを通じて共有し、三者で意思決定に向けた合意を形成していく。 地域連携推進会議において、施設運営や利用者の暮らしについて、理解してもらえるためのわかりやすい資料作成と、参加者が話しやすい雰囲気を作り、円滑に進めていく。 利用者全員と職員とで、週に一度ミーティングを行い、生活における希望、帰省や週末の過ごし方等の確認を行い、主体的な生活ができるように支援する。余暇活動については、利用者の希望を取り入れられるように一緒に企画し実施する。 エコネット・おおた及び関係機関等と、利用者の生活状況や就労先での状況を共有し、きめ細かい支援に繋げる。 短期入所の利用を促進することで、暮らしの場を提供し、将来の生活設計について具体的に提案していく。